（農地法施行令の一部改正）

第三条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ヘ(1)中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、「又は第二項の規定により定められた同条第一項」を削り、「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「同項第四号」を「同条第三項第一号」に改める。

第六条第二号及び第十三条第二号中「翌年度」の下に「の初日」を加える。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第四条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二号中「前号」を「前号イ若しくはロ」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第五条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「供される土地」の下に「（土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業であつて、区画整理、農用地（法第三条第一号に規定する農用地をいう。第十三条の三第二項において同じ。）の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にあるものにあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものに限る。）」を加え、同号イ中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、「又は第二項の規定により定められた同条第一項」を削り、「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「同項第四号」を「同条第三項第一号」に改める。

第九条中「翌年度」の下に「の初日」を加える。

第十三条の三第二項第一号中「（法第三条第一号に規定する農用地をいう。次号において同じ。）」を削る。

（地域再生法施行令の一部改正）

第六条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第九号」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第七条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第五号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第八条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十一条第一号中「第四条第一項第三十九号から第四十三号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第五条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律施行令第三号の規定は、この政令の施行の日以後に農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた農業振興地域整備計画について適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十四号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理　国務大臣　鶴保　庸介
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十五号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項並びに第二十八条第一項、第三項、第五項及び第七項、同項において準用する同法第二十七条第十二項、同法第二十九条第一項から第四項まで、第五十三条第四項第一号、第五十五条の五第一項、第五十五条の八、第六十九条第一項及び第六十九条の三、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第八条第二項の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法第二十八条第三項及び第六項並びに同条第七項において準用する同法第二十七条第十項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第七条中「第十条」を「第十一条」に改める。